

平成26年度第3回
北海道アザラシ管理検討会

会 議 録

日 時：平成27年1月13日（火）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 1070会議室

1. 開 会

○事務局（大和田主幹） ただいまから、平成26年度第3回北海道アザラシ管理検討会を開催させていただきます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます北海道環境生活部生物多様性保全課の大和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（大和田主幹） それでは、開会に当たりまして、北海道環境生活部生物多様性・エゾシカ対策担当局長の川勝より御挨拶を申し上げますところですが、急に所用ができました、本日は欠席することになりました。

なお、出席者名簿には名前が載っておりますので、その旨、御了承願いたいと思います。

それでは、局長に代わりまして、生物多様性保全課動物管理担当課長の渡辺から、一言、御挨拶を申し上げます。

○渡辺動物管理担当課長 今、お話があったとおり、局長の川勝が所用により、急遽、出席できなくなりましたので、代わって御挨拶を申し上げます。

皆様、新年、明けましておめでとうございます。

本年も引き続き、生物多様性保全行政の推進に御尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成26年度第3回北海道アザラシ管理検討会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員、オブザーバーの皆様におかれましては、新年早々、何かと御多用のところ、御出席をいただき、ありがとうございます。

これまで検討をいただいております北海道アザラシ管理計画につきましては、第2回検討会の後、道庁内部での協議を経まして計画素案として取りまとめ、北海道環境審議会自然環境部会への諮問、北海道議会環境生活委員会への報告、パブリックコメントの実施、関係機関への意見照会などを行ってまいりました。それらの意見を踏まえまして、計画素案に修正を加えたものを本日は検討原案として提案させていただきますので、御検討のほど、よろしくお願いいたします。

検討会の検討結果を踏まえまして、環境審議会自然環境部会での審議、道議会環境生活委員会への報告、環境大臣協議を経まして、本年度内の計画策定に向けまして作業を進めてまいりたいと考えております。

本日、委員やオブザーバーの皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本検討会における計画策定に関する検討は今回が最後になりますが、来年度以降は、計画の推進状況や、道が実施する調査事業の評価、検証など、いわゆる順応的管理の中核的な役割を本検討会に担っていただくことを考えておりますので、今後とも一層の御支援と

格別なる御指導、御助言をいただきますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員紹介及び資料確認

○事務局（大和田主幹） それでは、本日出席していただいております委員を御紹介いたします。

まず、小林委員でございます。小林委員におきましては、座長をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、山村委員でございます。

続きまして、宮内委員でございます。

続きまして、後藤委員でございます。

なお、瀬戸川委員につきましては、昨日、礼文便が欠航のため、今朝出てこられておまして、今、札幌に向かっています。2時過ぎには着かれるのではないかと伺っております。

そのようなことで、当初は4名で進めていただきまして、途中から瀬戸川委員にも参加していただく予定でございます。

本日は、今のところ、4名の委員に出席していただいておりますので、設置要綱第5条第3項により、半数以上の出席がありますので、検討会の開催要件を満たしていることを御報告させていただきます。

次に、本日は、オブザーバーとして、水産庁北海道漁業調整事務所から出席していただいております。北海道漁業協同組合連合会からも出席いただいております。あとは、道庁内部から北海道農政部、水産林務部も出席していただいております。

委員、オブザーバーの他の出席者、事務局職員につきましては、お手元に出席者名簿と配席図を配付しておりますので、そちらを御参照していただければと思います。

次に、配付してあります資料の確認をさせていただきます。

まず、検討会の会議次第が1枚目にあります。続きまして、出席者名簿を付けさせていただきます。それから、検討会の配席図を付けております。配付資料といたしまして、資料1は、北海道アザラシ管理計画（検討原案）、資料2は、横書きになりますが、素案から原案への変更点です。資料3は、北海道アザラシ管理計画（素案）に対する意見の提出状況です。次に、参考資料といたしまして、参考1、参考2、参考3を付けております。参考1につきましては、10月23日に開催いたしました北海道環境審議会自然環境部会での委員の意見です。参考2といたしまして、パブリックコメントの結果を付けさせていただきます。参考3といたしまして、関係機関、関係団体に対する意見の結果を付けさせていただきます。資料4がA4判の横書きになりますが、北海道アザラシ管理計画策定スケジュールを付けさせていただきます。

資料の漏れはございませんでしょうか。

なお、本日、配付させていただいております資料につきましては、先ほど申し上げたように、19日の環境審議会に提出する資料でございます。その場で公表させていただく資料ですので、それまでは非公表資料という形で取り扱いには注意をしていただきたいと思います。19日以降は公表して構わない資料でございますので、よろしく申し上げます。

なお、本日の検討会の終了時刻は、概ね3時30分を予定しておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事に移りますので、議事進行につきましては、座長の小林委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○小林座長 小林です。よろしく申し上げます。

僭越ながら、座長をやらさせていただきます。

今日は、原案を検討する最後の機会ですので、皆さんからたくさんの意見をいただければと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

一つ目の議題は、（仮称）北海道アザラシ管理計画（原案）についてです。

まず、事務局の説明をお願いします。

○事務局（石崎主査） 生物多様性保全課の石崎と申します。

説明をさせていただきます。

まず、資料1から資料3、参考1から参考3を同時に見ながらということで、やや煩雑な説明になるかと思いますが、どうぞ御了承ください。

まず、資料1で訂正がございます。

9ページの11.4.二つございます。11.4.の二つあるうちの下が直す前のもので、上が直した後のものでございますので、下をバツで消していただければと思います。よろしく申し上げます。

資料1につきましては、先ほどもありましたが、パブリックコメント、関係機関への意見照会、審議会の意見を踏まえて直したものでございます。

資料1が直した後のものでございまして、資料2につきましては、いわゆる新旧対照表ということで、昨年9月17日に素案を検討いただきまして、その後、内部手続を経て素案を決定させていただきました。それにつきましては、電子メールで送付をさせていただいたところですが、その素案に対しまして、審議会の御意見、パブリックコメント、関係機関の御意見もいただいております、それを反映したものが原案です。

原案については、本日の検討会の後、審議会を経て決定されていくわけですが、素案から原案ということで新旧対照表にまとめてございます。

それから、資料3を御覧いただけますでしょうか。

資料3につきましては、意見の提出状況です。

御説明申し上げますと、先ほどから申し上げてまいりましたとおり、3種類の意見照会ということで、まず、10月23日に北海道環境審議会自然環境部会に諮問という形で諮らせていただいております。現在、審議中でありまして、次回は1月19日に予定されております。その内容につきましては、参考1で後ほど御説明させていただきたいと思っております。

パブリックコメント、道民意見募集につきましては、11月6日から12月8日まで実施させていただきまして、意見につきましては、3人の方から延べ件数で15件いただいております。内容につきましては、参考2で後ほど御説明させていただきます。

それから、関係機関への意見照会です。日付が11月6日と入っておりますけれども、期間が11月6日から12月8日までで、こちらもパブリックコメントと同様の期間でさせていただいております。25団体から意見を頂戴しております。

資料3につきましては、意見の提出状況のまとめという位置付けになってございます。

それでは、大変恐縮ですが、資料2を御覧いただきながら、参考1から御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、環境審議会に諮ったときの意見でございます。

資料2を左に置いていただきまして、参考1が10月23日の環境審議会に諮問したときの意見でございます。

非常に長文でございますので、下線を付した部分について読み上げさせていただきたいと思っております。

意見につきましては、丸印で八つの意見が出されています。

まず、一つ目のトドハンターは活用ではなく育成ではないか。管理計画をつくるのだったら、まず、やらねばいけないのはトドハンターとアザラシハンターを育成することという御指摘をいただきました。

これにつきましては、右側の対応方向です。これは、いわゆる道環境生活部の考え方ですが、トド採捕従事者を育成し、それをアザラシ捕獲に活用することを考えておりますというのが今回の考え方で、これに対する本文の変更は行っておりません。

その理由につきましては、1と2と3と書いてありまして、海上発砲が想定されますので、トド従事者に従事していただくのが最も効率的ということですので。

それから、国や道では、トドの採捕従事者の育成事業を実施しています。それから、現状において、トドの採捕従事者でアザラシを非常に多く捕獲されている漁組におきましては、トド採捕従事者18人のうち、アザラシ捕獲に従事している方が7人という現状があります。そちらの方面からも要件緩和をしてほしいといった御要望があるという現状でございます。

これにつきましては、素案の修正は予定しておりません。

二つ目は、環境教育への取組です。

下線を付した部分ですが、教育面のフォローアップのようなところも一緒にやっておい

た方が良いということでございます。

これについての道の考え方は、後段になりますけれども、計画では、9.5.の社会的事項において市町村や教育委員会などへのヒアリングを行うこととしています。市町村や教育委員会と連携した取組を進めてまいります。これにつきましては、素案の修正を予定しておりません。

丸の三つ目は、各地域の処理能力を判断していただきたいと思いますというものです。

丸の四つ目は、きちんと焼却するなりして残滓が残らないような形で体制を整えていかないと、廃棄物の担当部署と緊密な連絡を取りながら進めていく必要があると思いますという御指摘がございました。

廃棄物のお話につきましては、右側の対応方向ですけれども、協議会など、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法に関する法律による鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施主体が市町村と残滓処理について十分連携するものとしませうというのが考え方でございます。

この枠の中に、白抜きで「素案から原案への変更点5、12」と書いてありますが、これがついていると、素案に変更を施したという意味合いでございます。どのような変更かというのは、資料2を御覧いただきまして、5と12は資料2で言うところの5と12ということで変更を施しております。それにつきましては、後ほど触れていきたいと思ひます。

それから、丸の五つ目として、もう少し有効活用ができないのかというような御意見をいただいております。

これにつきましては、読み上げる形になりますが、アザラシ漁の衰退、用途が非常に限られていること、それから、この計画につきましては、回遊性の回復というようなことを謳っております。捕獲頭数の拡大を直接的に目指しているものではないということから、有効活用の検討を行うというような環境、あるいは段階にはないと判断しております。

しかしながら、適正処理の推進といった観点から、当面は、有用性などの情報収集については行ってまいりたいと考えております。これにつきましては、素案の変更点12ということで、資料2を御参照いただきたいと思ひます。

それから、六つ目の丸のロシアとの情報交換についてです。

広い海域を回遊する動物であれば、生息状況なり繁殖成功率なりを調べていかない限り、根っこのところが分からない限りはどうにも先に進めないような気がする。これは、生物多様性一般に言えることで、北海道の自然を考えるとときに国際協力あるいは国際情報共有は必須というような御意見を審議会の委員からいただいております。

これにつきましては、右になります。ロシアとの情報共有につきましては、2009年5月の日露隣接地域生態系保全協力プログラムに基づいて行われるということで、我が国の専門家による北方四島への訪問や北方四島側専門家の受け入れなどが実施され、日露の研究機関の間の協力が進展してきていますが、鰭脚類における北方四島への訪問は荒天中止に

なるなど、実現していない現状がございます。これを踏まえて、記載内容の修正を行ってまいりたいと思います。

これにつきましては、資料2の2番と10番で変更しております。

七つ目の丸ですが、管理計画ではなく、一つ前の準備段階の計画にすべきという御意見をいただいております。段落で言いますと、後段でございます。

本当に見通しが立てられている計画なのかどうかすごく疑問に思うのです。北海道アザラシ管理計画というより、そのための実験的なのとか、準備段階の計画ではないか。これを管理計画とするのではなく、もう一つ前の段階のものとして位置付けることができないかというような御意見を頂戴しております。

これにつきましては、漁業被害が拡大している現状におきまして、回遊性回復のための管理計画の推進に当たりましては、モニタリングの結果を踏まえて効果を検証、順応的な管理を実施するというを明記させていただいております。

さらに、鳥獣法の規定によりまして、1、2、3のような理由で、これは前段階の計画ではなくて、法律に基づく管理計画とする必要があります。

まず一つ目は、数の削減です。いわゆる数の調整は、管理計画に位置付けられないとできないということでございます。

二つ目は、生息地の範囲の拡大、あるいは個体数の拡大、漁業被害の現状を踏まえた場合、総合的、広域的な取組が必要です。

三つ目は、環境省におきましても、今年5月に施行になります鳥獣保護法の新法におきまして、ゼニガタアザラシの管理計画を念頭に置いた改正も行っております。道としましては、今後、ロシアとの共同管理などを要求していくところですが、基本的には、道のスタンスとして、必要な措置を行った上で要望していくのが一つの筋ではないかという考え方に立っております。これについては、素案の変更は予定してございません。

それから、八つ目の地域個体群の取り扱いです。

近年、夏も居つく集団が出てきました。それは、稚内周辺、道北、あるいは道東にもあるということです。道東の集団については、絶滅が危惧される地域個体群というところで保護的な見方をしています。一方、稚内周辺の個体群は、地域個体群と定義しようと思えばできる可能性はあるけれども、漁業被害が深刻なので、これについては、今回の管理計画の対象として半減を目指し、道東については半減と考えてはいないということです。

生物多様性から見方からして、それは果たして妥当なものかどうかという御意見でございます。右側が道の考え方ですが、道東の夏期北海道回遊群については、北海道レッドリストの作成時に既にその存在が確認されており、冬期北海道回遊群と異なる行動をとっているものから、地域個体群として位置付けされているものです。周年定着個体については、近年、確認されてきたものであり、個体群として位置付けが不明確なものであることから、捕獲や追い払いにより回遊性の回復に取り組むこととしております。

これにつきましては、素案の変更は予定しておりません。

今度は、参考2でございます。

パブリックコメントの御意見ですが、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、3人から15件で、同様に、左側がいただいた御意見です。概要と書いていますが、基本的にはそのまま書いております。右側が道の考え方です。白抜きの四角は、それに対して素案を変更したということでございます。

一つ目は、2ページですが、素案では現状で述べている部分で、「ロシアが行っていた年間数十万頭規模の」を「旧ソ連で行われていた年間数万～十数万頭の」という書き方が適切ではないかという御指摘をいただきました。これにつきましては、確認の結果、記述を修正していく方向とさせていただきたいと思っております。

二つ目は、8ページの下から4行目の11.1.としまして、捕獲個体の有効活用です。これは、審議会の御意見にもあったのですが、世界的な需要がなくなってアザラシ猟が衰退したことや、極めて小規模な用途であるということ、それから、計画そのものが捕獲頭数を増やしていこうというものではないということ踏まえまして、有効活用ということではなく、当面は、適正処理の推進といった観点から有用性などについて情報の収集に努めてまいりたいと考えております。これについては、素案の変更をさせていただきたいということでございます。

三つ目は、9ページの下から2行目の「政府間交渉に基づく」は、先ほどの11.4.のところですけども、「政府間交渉に基づく」を「既に交流を蓄積している『日露隣接地域における生態系保全協力プログラム』を活用して」という御指摘がございまして、確認の結果、このとおりとさせていただきたいと思っております。

四つ目の漁業資源の回復・増加、魚価の向上などもあわせて実施する方が効率的と思われる。これについては、別途の政策として実施されるのでしょうかという御質問がございました。

漁業資源の回復・増加、魚価の向上など、水産行政一般に関する事項については、所管行政庁の施策によるものと考えておりますという考え方をとっておりまして、これについては変更を予定しておりません。

申し遅れましたけれども、Aが採用したものでございまして、Eと書いていますのは、案の内容についての質問等ということで、今御覧いただいている資料の4ページに、意見の取扱について、A、B、C、D、Eと書いておりますので、御参照いただきたいと思います。

めくっていただきまして、2ページです。

観光等によるアザラシがいることによるプラス効果が漁業者に還元されるような社会システムの構築も計画に盛り込むべきと考えますというものです。

これらについては、2.7.の記述のとおり課題であると認識をしております。それに対しまして、9.5.において、そういった地域社会への影響については引き続き調査を行ってまいりますというように、既に触れてございますので、Bということで、案と意見の趣旨が

同様と考えられるものでございまして、案の修正は行っておりません。

それから、2ページ目の上から二つ目でございます。

周年定着個体は、冬期北海道回遊群から分離したものであり、これを削減することによって個体群の存続に影響を及ぼす可能性が低いとありますが、なぜでしょうかというお尋ねです。

周年定着個体につきましては、母集団であるオホーツク海由来の北海道回遊群から派生、分離したものであり、北海道回遊群と周年定着個体のどちらも増加傾向にありますことから、周年定着個体の削減が派生の源でございます北海道回遊群への影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。しかしながら、周年定着個体の行動圏など、生態には不明な点が多々ございますので、削減目標を削減前に回復できることを想定した概ね2分の1とするとともに、北海道回遊群に著しい減少が確認された場合は削減を中止するというような取り扱いで進めさせていただきたいということで、Eとして案の内容についての質問の扱いをさせていただいております。

次に、三つ目でございますが、周年定着個体がオホーツク海、日本海のゴマフアザラシの個体群の中で占める役割や、冬期・夏期回遊群の関係を明らかにされているのでしょうかという御質問でございます。

これにつきましては、周年定着個体の行動圏など生態に不明な点が多いのが現状です。ただし、種の存続に影響を与えない範囲で個体数の削減を行い、漁業被害の軽減を図っていく必要があるものと考えておりますという回答でございます。これにつきましても、質問ということでEとさせていただいております。

次は、上から四つ目ですが、周年定着個体の削減は資源回復効果が高いとありますけれども、なぜでしょうかという御質問です。

周年定着個体は、冬期間のみ滞在する回遊個体と比較して沿岸における捕食量が多くなり、回遊個体よりも削減による漁業被害軽減効果及び資源回復の効果が高いものと考えていますということで、質問としてEとしています。

それから、下から二つ目ですが、被害魚種として挙げられているカレイは冬から春、ホッケについては秋から冬が産卵期なので、これらの魚種については、冬期回遊個体を削減した方が被害軽減効果及び資源回復効果が高いのではないのでしょうかという質問です。

これも、前の質問に対するお答えと同じでございまして、いわゆる周年定着個体についてはこういった観点ではなく、1年間留まるということで滞在期間が長いという点において、資源回復効果あるいは漁業被害軽減効果を考えておりますということでEという扱いをさせていただいております。

2ページが一番下でございますが、6月1日から10月31日という実施期間は冬期も含むように延長すべきではないでしょうか。

これにつきましては、定着個体だけを削減するためには回遊個体がいないうちを削減の期間とするべきと考えておりますということで、御提案に対して案に取り入れなかったも

のとして、Dとしております。

続きまして、3ページでございます。

回遊群への影響を避けることとしているが、回遊群に対する被害防止捕獲が容認されるのはなぜでしょうか。

これにつきましては、周年定着個体の削減実施期間以外にも漁業被害が発生している現状を踏まえまして、被害防止のための捕獲を引き続き実施していく必要があると考えているということで、質問に対する回答ということでEとしております。

次の二つ目です。2分の1以下となることを目指すとありますが、なぜ2分の1なのでしょう。

これにつきましては、先ほど申し上げたのですが、周年定着個体の削減に当たっては、モニタリングの結果から影響、効果を検証する順応的管理を行うこととしていますが、検証のためには、一定程度の削減個体数が必要である一方、検証の結果に基づき削減を中止し、削減前に回復を図る必要が生じることもあり得ると想定しておりますことから、2年間の計画期間の削減目標を概ね2分の1と設定したところでございます。

これにつきましては、説明不足の点が若干ございますので、理由を追加して記載させていただきます。資料2の7番になります。

上から三つ目の11.2.のアザラシの推定生息頭数、食性分析、漁獲量や漁獲努力量の推移の分析から漁業被害を推計できるような手法とありますが、アザラシ以外の要因などによる影響も十分考慮されるようお願いいたしますということです。

これにつきましては、御指摘の趣旨を踏まえて検討してまいりたいと考えております。Cとし、案の修正は行いませんが、施策の進め方の参考とさせていただきます。

上から四つ目の漁業被害についてでございます。入網前の食害との記述があります。漁業権は漁業を営む権利であり、入網前の魚にまで及ぶ所有権ではないとの認識から、入網前の魚に対するアザラシの捕食を漁業被害に計上することには疑問がありますという御指摘がございます。

これに対しましては、漁業被害については、漁業権や所有権といった観点からではなく、そのアザラシがいることによる漁獲量の減少など、漁業経営上の経済的な損失と考えさせていただきます。このため、網つきのアザラシなどによる漁業被害の減少についても引き続き把握に努めてまいりたいと考えております。案に取り入れなかったものということで、Dとしております。

パブリックコメントの最後の15個目は、トドやアザラシの駆除に携わってみたいとおっしゃる方の御意見でございます。チャンスがあれば御案内くださいということですが、これにつきましては、案を修正しませんが、今後の施策の参考にさせていただきたいということで、Cとしております。

以上、15のパブリックコメントの御意見とそれに対する対応でございました。

ここまで審議会とパブリックコメントの御説明をさせていただきます。最後三つ目でご

ざいます。関係機関の御意見、参考3になります。

下線を引いたところを読ませていただきます。

1番の現状・課題についての御意見でございます。

適正管理のためには科学的手法による個体数推定が必須条件であり、個体数並びに漁業被害の正確な推定のための手法の向上を目指すことが肝要。

それから、データ不足による回遊個体群の動態が不明であることや周年定着個体群の動態解明も途上である現状においては個体群変動を把握できる簡易指標を設定すべきということです。その指標に沿った動態モニタリングのもとに管理方針を決めるという手法も必要と考えます。諸外国の外来種問題対策などにおいても、対象種の動態を把握する簡易指標を設定し、動態と被害状況をモニタリングすることから、当面の管理を進めることで効果を上げています。

まずは、当面の被害減少に直結する手法を設定した上で正確な個体数推計手法の推定手法の確立を目指し、全体的な対策の向上を図ることが現実的な対応と考えますという御意見を頂戴しております。

これにつきましては、右側の①を読ませていただきますと、科学的な知見が乏しいことがございます。トドにおける事例などを参考にさせていただいて、捕獲対策などを進めてまいりたいと考えております。

捕獲の効果につきましては、上陸個体のカウントや漁業被害の調査などのモニタリングを実施し、専門家などにより科学的に検証をいただき、地域の声を聞きながら、翌年度の捕獲目標や管理の手法につきまして、その都度、検討し、それに基づき調整をしながら検討、取組を推進する、いわゆる順応管理に努めてまいりたいと考えておりますというのがただいまの御指摘に対する考え方とさせていただいております。

それから、御指摘の後段のところですが、まずは、対策によって被害減少を図ることを第一の目標とし、その間に正確な被害額の評価手法を確立するように努力すべきと考えます。被害額の取り扱いについては、利害関係者間で信頼関係を構築することが状況を打開するための第一歩であることを理解していただくよう、社会的な対応が必要と考えます。混獲状況把握においても、正確な実態把握が漁労活動の保護に繋がることを理解していただくことが重要です。国とも連携の上で、ロシアとの協力体制を確立して情報の収集に努める努力を進めていただきたい。

これにつきましては、②ということで、漁業被害の把握については、漁獲努力量と漁獲量の相関関係や漁業者からの聞き取りなどを行って御理解いただくよう努めてまいりますという答えでございます。

ロシアについては、⑯ということで、後段で述べさせていただきたいと思っております。

点線の下のところですが、ゼニガタアザラシについては参考とするか、その他のアザラシ類に含めるか、もしくはゴマフアザラシの後に記述すべきというような御意見をいただいております。

今回の計画につきましては、ゴマフアザラシを対象とした計画でございますことから、御指摘のとおり、ゼニガタアザラシをゴマフアザラシの後ろにさせていただくということで素案を変更させていただいております。それは、資料2の1に反映しております。

それから、ゼニガタアザラシに関し、「その間個体数調整は行わず」とあるのを削除されたいということです。

これにつきましては、環境省の計画の詳細を見させていただきまして、そういった記述がないことを踏まえまして、これについては、御指摘のとおり削除させていただきます。資料2の1で反映してございます。

2ページです。

下線のところですが、漁業被害の現状については、海獣類漁業被害実態調査が全てではなく、何の種類による被害か把握できていないことから数値化されていない実態があることも念頭に置いていただきたいという御意見を頂戴しております。

これにつきましては、⑤漁業被害の実態把握は数値化が困難なものがあることから、漁業被害のモニタリングでは、漁業協同組合、漁業者からの聞き取りなどを実施し、数字だけでは評価できない、いわゆる定性的な評価も実施していくこととしております。

線の下第二種特定鳥獣の種類に対する御意見でまとめております。

丸の一つ目のゼニガタアザラシを法で定める希少鳥獣であるという観点から対象としないことは妥当と考えるが、引き続き、状況把握の向上を目指して科学的管理を目指していただきたいという御意見がございました。

これにつきましては、⑥ゼニガタアザラシについては、希少鳥獣でありますことから、環境省が主体的に調査等を実施しておりますので、道でも漁業被害の把握などに努め、環境省と連携して取組を進めてまいりたいと考えております。

丸の二つ目の希少鳥獣であるゼニガタアザラシは、計画の対象鳥獣となっていないが、今後、希少鳥獣から外れた場合は速やかに北海道計画に盛り込み、具体的な削減目標を定め、実行に移していただきたい。ゼニガタアザラシが希少鳥獣から外れた場合は速やかに道の計画に含めていただきたいという御意見でございます。

これにつきましては、⑦ゼニガタアザラシが希少鳥獣から外れた場合は速やかに第二種特定鳥獣の適否について判断してまいりたいと考えております。

三つ目の丸につきましても、今、申し上げたものと同様でございます。

四つ目の丸も同様でございます。

2番の一番最後の丸でございますが、えりも以東は、ゼニガタアザラシの漁業被害が顕著であるため、対象鳥獣となるよう検討をお願いしますということです。

これは、⑧法の定めるところによる希少鳥獣は第二種特定鳥獣とすることができませんので、御了承いただきたいというようなお答えになってございます。

3番の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他の管理の目標、いわゆる目標に関する御意見でございます。

一つ目の丸の船舶を所有していない狩猟者は、個体を捕獲する手段がなく、船舶を借り上げて海上へ出たとしても、狩猟する時間帯と漁業者が漁をする時間帯が重なるため、非常に危険である。追い払い、爆音機についても、個体がすぐに慣れてしまうため、長期間の効果は薄く、管理が難しいという御意見をいただいております。

⑨網など、銃以外の捕獲方法の検討を進めます。また、爆音機については、トドの上陸防止に効果を上げているとの報告もあることから、アザラシの追い払い、上陸防止への活用を検討してまいりますというふうに考えてございます。

それから、3番の二つ目の丸でございます。事故防止と安全対策の観点から、捕獲については狩猟免許を有する者に限定していただきたいという御意見がございました。

これにつきましては、トドの採捕従事者に規制緩和していきたいという一つの流れの中で、事故の防止と安全対策に万全を期してまいりたい、御理解をお願いしたいという回答でございます。

3の三つ目の丸でございますが、捕獲従事者が捕獲に要する経費や残滓の処理経費を負担することのないように指導していただきたいということです。これにつきましては、負担とならないように努めてまいりたいと考えております。

一番最後の丸ですが、ハンター確保について、北海道猟友会との連携による確保が必要であり、総合的にハンター養成が必要であるということです。

⑩猟友会との連携に努めるとともに、引き続き、ハンターの育成に努めてまいります。

それから、めぐりまして、3ページでございます。

現時点での目標を周年定着個体の削減に置くことは妥当と考えるが、動態把握のための簡易指標によるモニタリング体制を確立し、目標を回遊個体群の管理へ変更するなど、順応的に管理目標を変更していただきたい。ロシアと協力して解明することを期待しますということで、これについては、⑪で後ほど御説明させていただきます。

それから、2分の1という値は何を根拠に算出された値なののでしょうか。順応的管理においては、明確な目標値の設定は重要でありますということでございました。これについては、⑬の削減の効果、影響を分析、評価するためには一定程度の個体数の削減が必要であるが、分析評価の結果、削減を中止し、原状回復を図らなければならないこともあり得ることから、2分の1としております。

削減の効果や影響につきましては、モニタリングの結果に基づき、検証、評価してまいりますということでございます。

次の丸でございます。年度毎に具体的な軽減目標を設定するべきではないかということです。

これにつきましては、⑭確認個体数を2分の1とした場合の効果や影響の評価、検証が目的でありますことから、年次目標の設定は行いませんが、目標に対する進捗状況、削減による効果の影響はモニタリングの結果に基づき、毎年、検証、評価してまいります。

続きまして、4番の実施体制に関する事項です。

地域における協議会の設立です。

現地レベルでの協議会をつくる必要があるというような御指摘をいただいておりますが、振興局の海獣被害防止対策連絡会議を活用し、地域における関係者の意見に配慮してまいりたいということを計画の中で述べているところでございます。

4番の二つ目の丸でございますが、単一の振興局海獣被害防止対策連絡会議だけではなく、より広範囲の会議等が必要ではないか。

⑯連携した取組のための組織体制、連絡体制については、必要性を含め、別途、検討してまいりたいということで考えさせていただいております。

5番のその他の必要な事項に対する御意見でございます。

現在の日露関係を勘案すると、長期にわたり調査等の見通しが立たないことも考えられる。我が国単独でも、調査を行う姿勢を文中に示してもらいたいという御指摘をいただいております。

ロシアとの情報交換や共同調査については、平成21年に署名されました日露隣接地域生態系保全協力プログラムの枠組みの中で行われるものと認識しており、我が国単独でロシア主権地域やロシア実行支配地域の調査は不可能でありますことから、引き続き、国に対し、情報交換、共同調査の実施を要望してまいりますというのが⑰の回答でございます。

それから、5番の二つ目の丸でございますが、捕獲時の航行船舶の安全を確保するために、事前に海上保安部、あるいは、海上保安署との協力をしてほしいという御意見がございました。

⑱の御意見のあった趣旨を修正してまいりたいということで、資料2の11番と予定しております。

その他の事項につきましては、各市の提出意見を十分尊重していただきたいということです。アザラシによる被害防止対策の拡充や漁業被害に対する補償など、抜本的な対策を講じていただきたいという御意見がございました。

これにつきましては、環境省が策定しましたゼニガタアザラシの計画では、2年間で再評価とされておりまして、これに対して道としては、再評価の間も予想される漁業被害に対する補償を求めてまいりたいというような補償の制度の創設を求めてまいります。

それから、適正な頭数管理のあり方を盛り込んだ管理計画を明確に策定する必要がある。海獣被害対策の推進に必要な予算を確保することが重要である。

水揚げの減少に対する新たな補償制度を創設する必要がある。

猟銃等所持許可の変更時に必要な手続等の簡素化を図る必要がある。

混獲を回避するための改良漁具の導入への支援の拡充が必要である。

忌避技術の開発、普及に取り組むことが必要である。

隣国との情報交換の上、適正な海獣類の個体数管理を図る必要がある。

採捕種、採捕頭数枠の拡大を図る必要がある。

残滓の運搬や処理費用に対する財政措置を拡充する必要がある。

関係省庁と連携した被害防止体制を構築する必要がある。

自衛隊と連携した仕組みづくりを検討する必要がある。

国の外交政策強化によるロシアとの調査体制の構築について、道における国への要請、報道機関等への的確な情報提供を図る、一日も早く施策を構築することが肝要、早急な駆除対策等をお願いしますということです。

それにつきましては、⑱、⑳、㉑、㉒、㉓で、先ほどのゼニガタアザラシにつきましては、そういった対応をさせていただきたいということです。その他のアザラシにつきましては、被害防止のための申請がありました場合は、速やかに許可事務を行っております。それから、現在、計画を立てております。周年定着個体につきましては、半減を目指してまいります。回遊個体等につきましては、通常の駆除捕獲を考えております。関係機関による連携した取組に努めてまいりたいと考えておりますというのが6番に対する回答と予定しております。

6番は5ページもございまして、本計画に基づく実効性の高い漁業被害防除対策が図られることを希望します。

それから、地域における生態等に関する情報の提供と銃器以外の捕獲または追い払い方法についての情報提供を希望します。

ロシアとの意見交換については早急な対応をお願いしたい。

被害状況の実態把握が難しく、漁業被害全体の把握が困難である。

北海道として、今後、具体的にどういった調査を必要なのかを現地に示し、それが実際に可能なのかについて関係者に意見を聞き、進めていただきたい。

ハンター確保と捕獲を並行して進めていく必要があると思います。

銃による捕獲については、さまざまな状況があるため、その状況や場所に適用した有効な手法の整備をお願いします。

混獲頭数の把握については、現地へ具体的な調査方法を説明し、進めていただきたいと考えております。

費用や処理に過剰な負担が生じないようにお願いします。

漁業、観光、互いの立場に立った調整が必要であると考えます。

一定のルールづくりが必要と考えます。

調査・協力体制の整備をお願いいたします。

保護と捕獲のバランスを考えて進めていかなければならないと考えます、以上が計画のその他の要望事項ということで、⑱から㉓がそれに対するお答えということで予定をさせていただきたいと考えております。

大分時間を費やしてしまったのですが、今、途中途中でも申し上げたのですが、資料2につきましては、今御説明を申し上げた参考1から参考3の結果を反映したものとなっております。

いわゆる新旧対照表でございます。例えば、1.1.1.のゼニガタアザラシとゴマフアザラ

シという現状を述べているところです。

これにつきましては、順番が変わります。パブリックコメントで、ロシアによるアザラシ猟に関する事実関係の訂正ということで、パブリックコメントの採用です。

それから、環境省の御意見で、ゼニガタアザラシはゴマフアザラシの後ろにしてください。「その間個体数調整を行わず」を削除してくださいというものを採用させていただいております。

それから、表現の修正ということで、点線で囲んだ部分はちょっと分かりづらいところがあったものですから、段落の入れかえをさせていただいております。

2番の2.1.につきましては、パブリックコメントがございます。ロシアにおけるアザラシ猟の事実関係の訂正ということで、2番の下線文の修正を行っております。

3番の2.3.についてでございます。

「アザラシハンター」を「アザラシ捕獲従事者」、「トドハンター」を「トド採捕従事者」と言葉を変更させていただいております。

4番の2.4.につきましては、見出しを他の見出しと揃える、見出しのみの変更です。

5番の2.6.につきましては、環境審議会の意見で、残滓の処理をこのように変更させていただいております。

6番の7.1.の変更でございますが、内容の整理ということで、下線部の変更でございます。「実態解明に不可欠なロシアとの情報交換・共同調査の見通しが立っていない現状」を削除しています。

7番の7.2.の周年定着個体に関する部分でございますが、数値目標の根拠をパブリックコメントの指摘を受けて追加しております。めくったところの下線の部分でございます。

用語修正は、「1/2以下」としていたところを「概ね1/2」と修正してございます。

8番の7.3.の順応的管理の記述のところ、「捕獲」を「削減」と直しております。

7.4.の用語の修正は、「アザラシハンター」を「アザラシ捕獲従事者」、「トドハンター」を「トド捕獲従事者」という修正を施しております。

10番の11.4.は、パブリックコメントを受けまして、ロシアとの情報交換・共同調査に関する事実関係を修正しております。下線の部分でございます。

11番の11.5.ということで追加ございまして、海上保安庁からの御指摘でございます。安全確保に関する項目を入れてございます。

それから、11.6.のパブリックコメントと環境審議会の御意見を踏まえまして、適正処理につきまして記述を追加しております。

大変長くなりまして、申しわけございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小林座長 説明をありがとうございました。

今、三つの意見の回答等をお話ししていただきましたが、一返に質問を受けるとばらばらになってしまうと思いますので、管理計画の原案に沿って大きな項目が11あるのですか。

それぞれでやっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。最後に、全体として、あるいは、言いそびれたことで質問や御意見をいただく形にしたいと思います。

まず最初に、1の現状です。ここについて、御意見や御質問がある方はいらっしゃいますか。

○山村委員 第1回から申し上げ続けているのですけれども、そもそもこの検討を行っている根拠となっている漁業被害の定義、算定方法などが非常に曖昧であるということです。

これは、今後、捕獲を行っていった場合に、環境団体とか海外のこういう問題に関心を持つ人々から問題を指摘された場合に、何でこういうことをやっているのか、いわばディフェンスをするための非常に重要な資料になるところです。

この部分が非常に曖昧というか、抽象的なところが残されているように思います。例えば、資料1の3ページです。表3と4の間ですが、アザラシ類の漁業被害で特徴的なものはとありまして、その下の2行目にそれ以外の被害については、タコ、カレイ、ホッケ等の捕食が確認されているが、被害量等の実態把握には至っていないとあるわけです。

つまり、実態把握はできていないと言いながら、漁業被害額という表がここに掲げられていて、億単位の被害が計上されています。これは何なのかということですね。これに関して、何らかの説明をするか、書きぶりを改めるかをしておかないと、後々に足元をすくわれることになりかねないと思いますが、いかがでしょうか。

○小林座長 今のことで付け加えさせていただくと、漁業被害の定義が曖昧で、管理計画の目標が被害軽減と言っています。概ね2分の1にしていると書いてあるのですけれども、個体数を2分の1にするというより、被害を軽減するのが目的なので、ここが明確ではないと評価ができないと思うのです。

とはいえ、現状を把握する被害量はなかなか出ないということをおも重々分かっているのですけれども、山村委員が言われたように、その辺はもうちょっと書きぶりを考える必要があると思います。

○事務局（大和田主幹） 山村委員がおっしゃるような形で、被害額につきましては、まだ推計という形で出している面がありますので、額が確定したものを出せません。推計でやっているもので、額がある程度こうですということがあって、額を半減という形で目標を立てられれば一番良いのですけれども、この数字自体が、おっしゃるような形でまだいろいろと推計の中で出している面も実態の部分と、例えば、トッカーリ食いなどについては、これが全てではないのですけれども、分かっている分を出しているものと推計で出しているものもありますので

○山村委員 そこがごっちゃになっていて、それが非常に混乱をもたらしていると思うのです。これは、現場の方も重々御存じで、漁連の御意見にも被害の算定が難しいと当初から御指摘をいただいているところです。これは、何らかの調査をするということを考えていかないと、いつまでたっても状況は変わらないと思います。

○事務局（大和田主幹） その辺は、おっしゃるとおり、課題の中でもその辺を入れさせ

ていただきまして、今後の取組の中で、被害に対する把握ですね。正直に言って、モニタリングの中で被害についてもいろいろな形で定性評価できるものを今の段階でどこまでできるかが我々もこうと言えるものがなかなかないです。それこそ、我々サイドだけでもできない面もありますし、水産林務部、市町村、漁協等の協力を得て、少しでもその辺を確立できるような形で進めていきたいという姿勢でいるのが実態です。

○山村委員 今、こうやって御説明を受けて、分かりましたと言うことはできるのですけれども、何らかの形で反映されないと、かなり危ないと思います。分かっていることとunknownの部分がある程度明確にしておかなければいけないと思います。例えば、パブコメでも漁業被害算定に対するコメントについている道庁の御回答で、アザラシがいることにより漁獲量の減少は被害であるという一文があったと思うのですけれども、この解釈ですね。

では、アザラシがいることによる被害は何なのか、どのように算定しているのか、もしそういうことを公にするのであれば、算定根拠も出していかないと、一体何をやっているのだというふうに指摘を受けることになると思います。

○事務局（大和田主幹） 分かりました。少し補足的な形で、額には出てきていないのです。算定はされていないのですけれども、やはり、アザラシがいることによって、そこに近づかないとか、寄っていかないということです。それも、大きく言えば被害という形になるので、額としてはそういうものを算定できないので、この額の中には入ってこないという形になってくるのです。

○山村委員 ただ、網つきの個体によるという費目もあるわけですね。

○事務局（大和田主幹） その辺の言い回しにつきましては、表の補足になるか、その部分を検討させていただきたいと思います。

○小林座長 今の話は、例えば、トツカリ食いがある程度目に見える被害として残るということでしたら、それと他のものを分けることはできないのでしょうか。

被害を出してもらうときに、トツカリ食いとよく分からない被害を分けるということですね。例えば、そういうふうにしておくと、トツカリ食いがどれだけ減ったかという評価にも繋がります。それは、目に見える減り方だと思うのです。分からないのが減ったか、減っていないかという検討はなかなか難しいと思うのですけれども、そういうものは上げてくるときに分けることは可能でしょうか。

○事務局（石崎主査） 水産林務部の漁業被害実態調査の項目の中で、確か網の種類を書いてもらっていたと思います。定置網被害であれば、トツカリ食いとなりますね。

○小林座長 トツカリ食いか、多分、傷サケも入っているのではないかと思うのです。だから、そういうふうに網まで書いてあるのだったら、刺し網と定置とか分けて集計するということは可能だということですか。

○山村委員 恐らく、一部には、アザラシがこれだけいて、このくらい食べるからこのくらいという数値も入っていると伺っております。そういうものも入れるのは結構なので、内訳をある程度示していただきたいです。

例えば、2年間なら2年間でアザラシの個体数をある程度減らすということをやった場合に、その結果、被害がどれだけ減ったのかということの後で評価するときに、小林座長もおっしゃったように、結局、それをどう評価していくか分からないことになってしまいますので、その辺りをある程度明確にしておいていただければと思います。種類の内訳を種類毎にです。

○事務局（大和田主幹） この資料は水産林務部から提供していただいているので、どこまでそういう形で整理できるか、うちだけでこの場でやりますとも言えないので、その辺も含めて、もう少し分かりやすい形、将来的に評価できるような形で、実態として出ている部分と推測の部分について、分かる範囲内でしか出せませんが、整理はさせていただきますというふうに思います。

○小林座長 ありがとうございます。

では、これ以外で1の現状のところ何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○小林座長 では、後でもう一回戻ることもできますので、どんどん次に進めたいと思います。

次に、課題のところですが、これは、たくさんの御指摘があったので、それぞれ御意見、御質問があるかと思えます。

まず、私から伺います。

アザラシの捕獲従事者を育成にした方が良いのではないかという意見があったと思うのですが、確保と育成は両方必要だと思うのですが、あえて育成を入れない理由をもう一回お聞かせ願いたいです。

また、これは質問ですが、冬にやっている有害駆除もトドハンターの活用がオーケーになるのかどうかをお聞かせ願いたいです。

○事務局（大和田主幹） まず、育成につきましては、北海道としては、アザラシに限らず、狩猟者が減少しておりますので、アザラシ特定ではなく、ハンター全体を増やすという形で育成事業とはまた別に取り組んでいまして、その中でやっていくということが一つです。

有害駆除ですが、トドの採捕者につきましては、夏に限らず、有害鳥獣駆除でも適用できるような形です。安全性など、考えなければいけない面もありますけれども、それらも適用できるような形で考えてございます。

○小林座長 今のことについては、多分、冬期の有害駆除のハンターの申請者が増えると思うので、枠がすごく増えると思うのです。そちらの冬期回遊群の影響などはどういうふうにコントロールするのでしょうか。

今は、ハンター掛ける10で有害駆除の数が決まっていると思うのですが、トドハンターもオーケーにすると、それが結構増えるのではないかと思います。そのときに、今、夏を減らそうとしていて、冬の影響というか、何を見ているのか分からなくなっ

まうと思ったのです。その辺は、有害駆除の規制をかけるとか、そういうことも考えているということでしょうか。

○事務局（小林主幹） 有害駆除の関係について、特段、規制云々は考えていません。今、必要だと言われているのは、トドの採捕承認を受けている方で狩猟免許を持っていない方が結構おられるということです。今の北海道の駆除の許可を出すときの従事者の要件として、狩猟免許を持っていることを要件にしております。これは、一般狩猟ではなくて駆除ですから、免許があるなしというのは、法律上の問題ではないのですけれども、北海道が許可をする段階の要件にしています。

ただ、トドの採捕許可を持って実際にトドの捕獲をしている方については、狩猟免許を有していなくても、技術的にも十分捕獲できる実績もあります。そういう方については、許可をする段階で、従事者として扱っても構わないだろうということで、狩猟免許の所持要件を外すことを考えています。

あくまでも有害鳥獣は許可になりますので、申請があつて初めて許可をするということで、有害鳥獣として許可をするかどうかという判断が一つあります。そこで、今、座長が言われるように、例えば、どこまでを許可の基準として判断していくかという問題があります。もう一つは、さらに従事者として誰を使うかという判断が二つ目に来て、その両方を兼ね備えて初めて許可になるということです。枠を広げて、駆除数が余りにも増えていくということであれば、そもそも、根本的に駆除許可自体がどうなのかという検討になったということです。そこは、バランスを見ながら、状況を見ながら検討していくような形になると思います。

○小林座長 ありがとうございます。

他に何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○小林座長 では、また私から良いでしょうか。

残滓の処理ということです。捕獲したものに関しては回収するという前提で話しているということでしょうか。

○事務局（大和田主幹） 基本的には、撃った中で水没するものも結構いると思いますので、回収することがなかなか難しい面もあるのですけれども、今も上陸場で上がったものとか、いろいろな面で提供していただいていますので、基本的には回収できるものは提供してもらって回収したいと思っております。

○小林座長 回収できれば良いのですが、沈んでしまうことも多いと思うのです。評価をしていくときに、一つは被害が減ったかどうかという評価だと思うのですけれども、それ以外にどのくらいのが死んでいったか、あるいは、どういう追い払いをしてどうだったかということを見ていくと思うのですが、数はどんなふうにもモニタリングしていくのでしょうか。上がったものだけではなくて、死んだものの数を数えなければいけないと思うのですけれども、その辺はハンターに任せるといいのでしょうか。

○事務局（大和田主幹） 具体的に計画を立てた中で、平成27年度から進めていく形になります。今やるのが日本海北部ということで、礼文、稚内、天売、焼尻も含めて連携した中での取組をやっていく形になると思います。

まず、実施する前にカウントして、モニタリングして何頭いたかということですね。その中で、撃てば当たるものもあると思いますし、全て回収できるわけではなく、水没するものもいると思いますし、逃げているものもあると思います。

正直に言って、何頭捕獲したというのは、回収できれば確認できるのですが、岩場にいるもので水没するものは結構いるだろうと思っていますので、撃って当たった分をどうするかは、その前と後でやっていって、終わった後にもう一回カウントして、実施の前と後と結構時間がたってからどうかという形で、モニタリングをしながら、実施の前と後を評価していく形で、平成27年度の事業といたしますか、道として予算措置をそのようにできないかと思っています。

あとは、実施は、我々が直に全てやるわけではありませんので、小林座長や組合長など関係機関といろいろと調整しながら、どういう形でやれるか、具体的に調整をしながら進めていきたいと思っています。

○小林座長 他に何か課題のところがありますか。

○後藤委員 2.4.の銃以外による捕獲手法の確立は、漁業者が自ら捕獲できるようになるのを目指すという意味でしょうか。

○小林座長 2.4.の銃以外による捕獲手法の確立の目的ですか。

○後藤委員 ここでは検討が必要であるとしか書いていないのですが、検討していくのであれば、確立されたときには漁業者が許可をもらってアザラシを捕獲できるようになるということでしょうか。

○事務局（石崎主査） この場合の捕獲は、全て鳥獣法の範囲内の捕獲になりますので、捕獲申請者が、例えば、駆除の場合は漁協であったり、数の削減の場合も漁協であったりしますので、その場合、あるいは、市町村であったりします。捕獲申請をされる方が自らやる、あるいは、人に頼むという形ですから、漁業者がやるケースは相当程度想定されます。

○小林座長 今のことに関して、検討が必要であるというのは曖昧な言い方だと思うのですが、これは来年度事業できちんと検討するという意味でしょうか。これは、多分、検討が必要であるだとよく分からないので、そういうものを積極的に検討していくのか、時と場合によって考えていくのかというのは、どういう意味と考えたらよろしいですか。

○事務局（大和田主幹） 課題の部分については、こういう課題がありますという形で、今、レクチャーしていただいていますので、具体的にそれを受けて、今後、何をするかは7以降に載っています。11.1.に簡易捕獲の手法の確立とか、実施する部分については後ほど出ています。課題でこういうことがあるのでという形になっているので、具体的には、そちらで後ほどに議論していただければと思います。

○小林座長 分かりました。ありがとうございました。

他に、2の課題のところで何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林座長 後から戻ることも可能だということで、どんどん次に行かせていただきたいと思えます。

3番目の計画策定の目的です。短いところですが、ここで御質問、御意見は何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林座長 では、次の4もないですね。第二種特定鳥獣の種類です。

(「なし」と発言する者あり)

○小林座長 では、5番目の計画期間です。

○瀬戸川委員 期間については、確か6月1日から10月までということですね。

○小林座長 今、ここで言っているのは、この計画の期間ということですね。管理計画の期間という意味で、多分、6月1日からというのは、もうちょっと後に出てくるのではないかと思いますけれども、どこでしたか。

○事務局(大和田主幹) 実施する7.2.で追い払いとか捕獲をいつするのかということがあります。

○瀬戸川委員 実施期間ですね。礼文の場合は、6月からだと観光客の入り込みが多くなるのです。ですから、4月1日は無理だろうと思えます。4月10日でも7日頃からでもできないでしょうか。できない理由が何かあったら教えてほしいです。

○小林座長 補足をします。

この前、天売、焼尻にも行ったのですけれども、5月のイカにすごく被害があるということもあって、もうちょっと早くからできないかという御相談も受けました。

一つの考え方ですけれども、撃つたりするのはその期間内でも、例えば、追い払いはもうちょっと前からできるとか、そういうことを考えられないかとちょっと思ったのです。この期間は、追い払いも含めての期間ですね。今は7まで行ってしまいました。

○瀬戸川委員 7も良いですか。

○小林座長 はい、良いです。

○事務局(大和田主幹) 6月1日から10月31日までと決めているもとになっているものは、回遊個体が11月から5月までいるだろうと言われているので、回遊個体ではなく、周年定着個体に特定してやるのであれば、6月1日から10月31日までであれば周年定着個体を回遊性に戻すという意味で決めている形ですので、その前と後がだめというわけではなくて、基本的には回遊性にそんなに影響がないという形で周年定着個体をやっつけるという意味でさせていただいています。

具体的にそういう形にしている中で、今後、実施可能かどうか、夏場は観光客が多いとか、猟がいろいろあるとか、もう少し幅を持った中で、それらを今年度は具体的な形でや

るときに決めいって、皆さんから意見を聞いて調整の上、進めていきたいと思っております。

○瀬戸川委員 おっしゃる中身は分かるのです。周年いるのを駆除するために6月からやるのでしょうか。しかし、実際問題、周年いるのか、その年に入ってきたかという区別がつかないです。だから、駆除するということになる、それ抜きにしても、いつからいつとやってもらいたいです。

先ほども言ったように、6月からだと、観光客がどうしても入ってきます。そうすると、目に付くようなことは駆除する人たちも嫌がるのです。そして、社会的な問題も出てくるだろうから、そういうことを避ける意味では、やはり入ってこない段階で駆除するような体制をつくってほしいというのがお願いです。

○事務局（大和田主幹） 具体的にこの場で「はい」とまでは言えませんが、段取りなどいろいろあるので、計画ができた段階で早いうちから来年度に取り組むような形で関係者、関係機関にいろいろと協力要請し、調整して進めていきたいと思っておりますので、協力をお願いしたいと思います。

○小林座長 ちょっと飛んでしまったのですが、5と6は大丈夫だと思いますので、7に行きまして、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他管理目標は結構重要なところだと思うのですが、ここ辺りで御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

○山村委員 7.2.の3行目で、これらを削減することによってという文言が出てきます。7.1.でも出てくるのですが、削減という言葉がその場にいるアザラシを減らすという意味だと思いますが、これを読んだ方がどうとるのか、殺すのかどうかということです。

ちょっと気になるのですが、もとの意味は、採捕、追い払い等によって削減ということだと思うので、そのように直した方が分かりやすいのかなと思います。必ずしも全てを殺すわけではないということをおいた方が良いのかなという気がします。

○事務局（大和田主幹） 6ページの下具体的な取組の中では、削減のための捕獲や追い払いはという形で、具体的な中でいろいろと言わせていただいております。

方法については、ただ殺すだけではないという形で言っています。上は、なぜそういうふうにするかということで削減という言葉を使わせていただいている次第です。

○山村委員 そうでしたら、8行目の個体を削減することにより、どこかに削減は殺すだけではないということをお方法に書いてあるというのはどこでしょうか。

○事務局（大和田主幹） 後ろでそう言っている、前段で削減はイメージとして、殺すイコールと取られかねないこともあるので、捕獲や追い払いにより削減というように、早い段階で入れさせていただいた方が良く思っています。削減イコール捕獲、捕殺と思われる形で、前段に入れさせていただくように検討させていただきます。

○小林座長 ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

○山村委員 以前も指摘されたと思うのですが、同じく7.2. です。

5行目の冬期のみに対応する回遊個体の削減よりも漁業被害軽減効果及び資源回復効果が高いものと考えられるとありますが、資源回復効果は言い過ぎなのかと思います。これは根拠に乏しいと思うので、ここは消去した方が良くかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（大和田主幹） 具体的にその辺は、我々もこの辺の漁業関係は素人的な面があります。水産関係の皆さんからそう言われれば、我々も根拠がないことを言うわけにはいきません。今まで聞いていた中身でこういう形で入れさせていただいたので、我々が勝手に付けたものではないですけれども、昨年来の中でこういう形になってきて、これは根拠が薄いと言われれば、我々も根拠がないものですから、この場で皆さんがそういうことであれば、我々も。

○瀬戸川委員 今のことですけれども、魚ばかりではないです。実態はアザラシが上陸することによって、イワノリとか、フノリなどは全くだめになっています。だから、定着個体群がいなくなれば、こういうものは採れる状態になります。

魚は別として、そういうものでは資源回復に繋がっていくわけです。私は、別段良いと思うのです。そちらでは、いなくなれば資源回復にはなります。

○山村委員 採草業、藻類への影響ということですか。

○瀬戸川委員 そうです。イワノリ、フノリなどですね。

○山村委員 でしたら、それも前の問題点のところ、そういう被害もあるということを書いておいた方が良いのかなという気がします。ここで唐突にそれが出てきても、僕も知らなかったぐらいなので、きっと一般の方は御存じないと思います。

○瀬戸川委員 上陸すると、もう全然だめですね。先ほどの資源評価のこともあるけれども、そういうものは評価できないですね。実際に幾らの被害かというのはなかなか出せない部分があります。

もう一つは、先ほども議論していましたが、被害額の出し方が曖昧だという話をしていました。これも大変ですね。トドの被害は深いところにタラ網が入るわけです。そうすると、これはトドの被害だということは分かるのです。

ただ、アザラシの被害は浅いところですから、礼文の場合は網が入っていません。

○山村委員 難しいのは分かるのですが、数字は非常に大きな意味を持っていて、道議会や、場合によっては国会でも金額が出て、各種報道でも何億円という数字が出てくるわけです。そういう数字を出すときには慎重にした方が良いのかなと申し上げた次第です。

○小林座長 背景のところですが、初めに、現状のところに海藻類の被害のことも入れておいた方が良くかという御意見がありました。私も賛成ですけれども、それを加えるというのはいかがでしょうか。

○事務局（大和田主幹） 入れるとしたら、2ページの1.2.の漁業被害の現状のところ、コメントで、現れないけれども、いることによって海藻類も被害があるという形で、ちょっと検討させてください。コメントとして、どういう形で入れるかという部分です。先ほ

ど意見があったものも含めて、その辺のことも入れられればということです。

ただ、正直に言って、今、判断していくのは、素案として出したものがあります。パブリックコメントや関係機関に対してどういうふうに整理していくかということは今やっていきます。前回、パブコメを出す前であれば、いろいろ検討していただきたいと思います。

○山村委員 でしたら、何で我々はここに集まって検討しているのかということですね。

○事務局（大和田主幹） 関係機関から意見をいただきました。それに対して、道として、事務局としてこういう回答なり、こういう整理をしていきたいということで、それに対して専門家の方々の意見をいただきたいという形で、今回、集まっています。

○山村委員 では、他のことは物を言うなど。

○事務局（大和田主幹） 物を言うなどというか、対外的に出すのに、今、意見をいただいたものがパブコメと審議会という形がありますので

○山村委員 今回は、その内容だけで勘弁してほしいと。

○事務局（大和田主幹） 勘弁というか、対外的に出すのにパブコメもなくでどうのこうのとか、いろいろと意見を言われる部分がありますので、意見の若干の修正とか、完全に間違えの部分とか、そういう形のものでいろいろとありますので、極端に趣旨が変わるものでなければ、全部が全部まではできないです。

○山村委員 大幅の変更は難しいということですね。

○事務局（大和田主幹） ということは、御理解していただきたいという趣旨でお話しさせていただきたいと思います。

○山村委員 なるべく反映させていただきたいと思います。

○事務局（大和田主幹） 今の段階でよくできるものは良いのですが、そういう形の趣旨がありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○小林座長 御検討をよろしくお願いします。

他に何かございますか。

○宮内委員 文言として加えなくても良いと思うのですが、後の9にもかかわってきますが、モニタリングをどのくらいのタイムスパンでやって、それをどの段階でフィードバックしてということがほとんど書かれていないので、これはどうなるのかという質問と、必要であれば何か文言を加えるということです。

つまり、7.7.を見ると、2年後に2分の1を目指すということが書かれているのと、あとは適宜モニタリングする、順応的管理をするとしか書かれていません。例えば、1年目の段階でかなりきっちりしたモニタリングの結果を踏まえたフィードバックないし計画の変動的なものをやるのか、やらないのか、そこが曖昧かなというのが感想です。

○事務局（大和田主幹） 関係機関の意見の中でも、それこそ毎年の年次計画を立てるべきではないかとか、そういう形の意見をいただいています。

本来、そこの計画は通常5年計画であれば、毎年毎年のどういう形であれ、具体的にアクションプラン的なものを付けていく形ですが、この計画自体は2年間の計画なも

のですから、2年間でどうしていくかというものがあります。

具体的に、今、1年目をやってみて、平成27年度のモニタリングの結果、実施結果を踏まえて、この検討会を来年度以降も年に1回、継続させていただいて、今年の結果はこうでしたということで、2年後、目標に向かってどうか、では、翌年度をどうするかというモニタリング結果をこの場でご報告させていただいて、皆さんに意見をいただいて、次年度はどうするか、2年後は目標達成に向けてどのようにやっていくかという形で進めようと思っています。

具体的に2年間なので、年度計画はどうかのこの場では入れていない形のものでございます。

○小林座長 他にありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林座長 先に進めます。後で戻ることも可能ということで、8番の被害防除対策に関する事項です。

これは御意見等もなかったようなので、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○小林座長 9番のモニタリングに関する事項は、7とも連携してくると思うのですが、ここも別に指摘はなかったのですか。何かありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林座長 そうしたら、10番の実施体制に関する事項です。これもよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林座長 最後に、11番について、何かございますか。

○事務局(大和田主幹) 先ほど御質問のありました簡易捕獲の手法の確立という形で、後ほどという話をさせていただきましたけれども、銃による捕獲の他に網とか、いろいろな方法で、その辺の手法がなかなか確立していなくて、効率の面もありますので、それについても、環境省もいろいろと進めている面もありますけれども、それだと情報を収集したり、いろいろと進めていきたいというのが先ほど意見のあった簡易捕獲の確立などでございます。

それから、11.2.で漁業被害の把握です。

定置網につきましては、先ほどから言われているように、入る前のアザラシがいることによってということがありますので、それらについてもどこまでできるかということがありますけれども、具体的に推定生息数、食性分析、漁獲量や漁獲努力量の推移から漁業被害を推計できるような手法を検討していきたいと思っております。

先ほど、課題のところでも御質問のあった項目は、こちらで記載させていただいております。

○小林座長 他にありますか。

私から伺いますが、簡易な捕獲手法の確立というのは、平成27年度も銃以外の方法をト

ライして良いということですか。

○事務局（大和田主幹） 具体的に言えば、やれるものはやっていきたいと思っております。

○小林座長 ありがとうございます。

もう一つの適正処理ですが、例えば、礼文島はよく覚えていないので分からないのですが、少なくとも、天売、焼尻は捨てるどころがなく、全部を羽幌町に持ってきています。そういうことを考えたときに、そういう費用も含めて全て捕獲従事者に負担をかけるようにできるのかというのはちょっと疑問です。この辺は、この処理施設がないような島、特に、今回は島が多いと思うのですけれども、そういうところに関してはどのように考えているのでしょうか。

○事務局（大和田主幹） 捕獲物につきましては、一般論で申し上げますと、一般廃棄物になりますので、市町村が処理しなければならないようになっていきます。市町村にすれば、それは受け入れなければならない形になっています。ただ、それぞれの市町村でも廃棄物処理計画を立てていまして、どういうものでどれぐらいという形に入っていますので、その中で、今、立てている計画の中でアザラシが入っている町村は少ないと思いますが、その中で処理できるものは処理していく、受けなければならないというのは、そういう面で市町村が処理しなければならないというのが基本になっています。

ただ、少しでも検体に提供してもらえるものは、いろいろな面での有効活用ではないのですけれども、学術的な研究のためのもので提供していただければと思っていますので、そういう面では、捕獲従事者の方が処理費用を出してどうのこうのということがないよう進めていきたいと思っています。

○小林座長 そうしたら、島だったら羽幌町が処理することになると思うのですけれども、それは船代をこちらで出してという形になるのですか。

○事務局（大和田主幹） 処理するのは羽幌町になるのですが、その辺は具体的にやるときにどういう形であるかは個別具体的に、今、それこそ駆除をやっているけれども、あそこは国指定鳥獣区ですので、環境省権限でやっております。有害駆除をやっている、許可はもらってもまだ捕獲されていないということがありますので、今後はどんどん促進されるような形で考えています。今、あそこで島のものはどういうふう処理しているのか、例えば、一般のゴミもどのような形で処理しているのか、焼却がなければ全部を本土に持ってきていると思いますので、それらと一緒に持ってきてもらうような形ですね。どこかでためているものが、それこそ生ゴミもあると思いますので、それらと一緒に保管しておいてもらって、処理するような形になるのかなと思っています。

○小林座長 ありがとうございます。

他にありますか。

○後藤委員 11.2.の漁業被害の把握のところですが、参考資料3の最初の意見のところ、線は引いていないのですけれども、真ん中辺に農業被害額の推定についてという文章があ

って、そこに、一定の基準による評価を変えずに被害調査を継続することによって被害の動向を把握することは可能とあります。

もし、そのように一定の基準を設けて被害が減った、増えたという判断が可能なのであれば、11.2.に指摘があるように、正確な被害額の把握という額は言い過ぎだと思うのですが、被害の現状の把握といった文言があっても、努力するという文言があっても良いのではないかと思います。

○事務局（大和田主幹） 今言われたのは、参考資料3の1ページ目の中段部分で、農業被害で難しいので、特に水産被害は難しいということです。ただ、他では一定の基準による評価を変えずに継続しているということで、農業関係ではそういう形で少しずつ進められてきている面がありまして、水産関係でも、この団体は海外の事例もいろいろアドバイスの形で言ってくれた面があります。正直に言って、そういうのもあるのだなということで、意見として参考にさせていただきました。

具体的にどうやるかというのは、我々事務局サイドもこれから情報収集して教えていってもらいながら進めていかなければならない項目だと認識していますので、今後2年間の中で、今の段階でやれるかどうかということがありますので

○後藤委員 11.2.の最後のところで、このため、アザラシの何たらかんたらというのも推計できるような手法を検討するとありますね。それに加えて、なおかつ、正確な動向が把握できる指標を模索するというものもあっても良いのではないかと思います。推計だけでは、結局、皆さんがおっしゃっているように、曖昧なままになってしまうのかなと思うのです。皆さんが必要ないとおっしゃるのだったら良いです。

○事務局（大和田主幹） 動向の把握についても、漁業被害の把握のどこかに入れるかどうかは検討させてください。

○小林座長 よろしく申し上げます。

あと一つ、安全確保というところに海上保安庁とどうのこうのと書いてあります。安全確保は重要だと思うのですが、私が気にしているのは、天売では、海鳥がいますので、銃を使うことは結構厳しいと思うのです。例えば、爆音機を鳴らすことも厳しいと知っているのです。そういうときに、安全確保とは違うところで関係者と協議するようなことを入れておく必要はないのかなと思ったのです。他の野生生物の関係を保つというような文言は要らないのですか。そういうものを入れた方がよければ、もっと早く言えと言われたらそれまでですけれども、もし可能だったら入れておいた方が良いのかなと思った次第です。

○事務局（大和田主幹） 天売につきましては、先ほども言いましたけれども、ウミガラスの生息地、繁殖地ということで、国指定鳥獣保護区になっておりますので、あそこで何かやるといっても、ゴマフアザラシといえども、環境省の権限になります。

そういう面で、いろいろやる上では調整を図っていかなければならない面がありますので、安全の確保の他にも、いろいろな面で、実施体制になるのか、どうするのか、いろい

ろな面で調整を図っていかなければならない面があると思います。その部分については、どこかで謳っていれば必要ないかもしれませんが、何もなければ、その辺の実施体制について調整を図っていく、安全以外にもいろいろな関係について調整を図っていくということで、入れることについては検討させていただければと思います。

○小林座長 是非よろしくをお願いします。

一応、一通り来ましたけれども、全体を通して、言い忘れていたこと等がありましたらよろしくをお願いします。

○宮内委員 今日の事務局からの御報告についてですけれども、参考3の関係機関からの意見は、最終的には公表するものですか。

もしそうであれば、どこからの意見なのかということは入れた方が良いでしょう。それぞれのこういう機関だからこういう意見なのだろうということを踏まえて、この素案に反映させたと考えた方が良いでしょう。

私も読んでいて、これは誰がこういう意見を言っているのだろうということが分からないので、最終的に公表されるものであれば、その辺りは付けていただいた方が良いでしょう。

○事務局（石崎主査） 参考2はパブリックコメントですが、この体裁で、後日、ホームページに載る予定をしております。御指摘の参考3につきましては、個々の団体様にそれぞれお返しをしていく予定です。いただいたところに対して、その意見についてだけをお返しするというので、ホームページなどでの公表は予定していません。

○後藤委員 今のことで、参考3の4ページの6番の一番下の丸に、当町の沿岸漁業におけるというところがあります。差し支えがなかったら、この当町というのを教えていただきたいと思います。

○事務局（大和田主幹） 確か道東だったと思うのですがけれども、別途、後藤委員にお知らせいたします。

○小林座長 他にありますか。全体を通してどうでしょうか。これが最後の機会なので、言い忘れたことがありましたら、よろしくをお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○小林座長 なければ、時間も押していることなので、議題2に移りたいと思います。

計画策定のスケジュールについてということで、事務局の説明をお願いします。

○事務局（石崎主査） 資料4でございます。

本日が1月13日でございます、北海道アザラシ管理検討会第3回というところを丸で囲ってございます。19日に環境審議会が予定されております。環境審議会での議論を踏まえて、矢印がグッと上に行きまして、原案を決定させていただきます。原案決定を経た後に、2月3日に予定されている北海道議会環境生活委員会に報告させていただき、報告が済みましたら、原案ではなくて、案ということでこれを環境大臣協議に載せていきたいと考えております。

環境大臣協議が整いましたら、知事の決裁を経て、計画の策定、決定という運びで、予定をしております。

○小林座長 今回のスケジュールについて、何か質問等がありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林座長 では、特になければ、これで議事を終了したいと思います。

事務局にお返しします。

○事務局(大和田主幹) 小林座長、ありがとうございました。

今、スケジュールで御説明したように、今日いただいた御意見を踏まえまして、19日に審議会を迎えたいと思います。今日いただいた御意見につきましては、事務局で修正して、この場で小林座長に一任していただければ、小林座長と調整した形で審議会の資料にさせていただきますかと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(大和田主幹) では、小林座長、今日の意見を踏まえて、修正した案で審議会にかける部分にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今、その他で資料を配らせていただいております。

北海道アザラシ管理計画の中でも防除対策はいろいろと進めさせていただいていますが、環境省では、昨年、ゼニガタアザラシの件で防除網を設置しておりまして、効果があったところもあります。一部、改良しなければならぬところもありますし、これはあくまでも定置だけですので、他の部分についてはまだまだ防除対策が進んでいないところがありますけれども、環境省ではこういう対策を進めているということが発表されていますし、新聞でも出されていますので、情報提供として配付させていただきます。

今年度の検討会につきましては、今回が最後になります。来年度の検討会につきましては、先ほども御説明いたしましたが、計画の推進状況、道が実施する調査事業を評価、検証していただきたいと思っております。来年度の2月か3月に年に1回の開催を予定しております。委嘱や日程調整につきましては、予算措置が全くされていないものですから、予算措置がされてから、今年また委嘱させていただく先生もおりますし、継続している先生方については日程調整などを進めさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、来年度もよろしく願いしたいと思っております。

4. 閉 会

○事務局(大和田主幹) それでは、以上をもちまして、平成26年度第3回北海道アザラシ検討会を終了させていただきます。

一年間、本当にどうもありがとうございました。

以 上